

埼玉県告示第千三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年九月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	谷山 武男	埼玉県加須市北大桑六百一番地一
同	山崎 正義	同 北葛飾郡松伏町大字築比地七百四十七番地
同	田村 喜成	同 加須市下三俣千八百八十八番地
同	奥貫 榮市	同 幸手市平須賀一丁目二百十七番地
同	今井 義郎	同 羽生市大字上川俣千四百四十二番地
監事	白石 守利	同 北葛飾郡杉戸町大字堤根二千六百九十七番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	豊田 昭彦	埼玉県草加市柿木町七百二十四番地
同	藤沼 宏次	同 幸手市大字神明内二百五十六番地一
同	岸 親義	同 北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼三百五十二番地一
監事	岡田 利彦	同 三郷市上彦名二百四十六番地